

参考資料

日雇派遣に関する対策とその効果について

安心・安定のための対策

雇用の安定のために

- ・ 派遣契約・雇用契約の長期化
- ・ 派遣元による教育訓練の実施

指
針

安心・納得して働くために

- ・ 就業条件明示の徹底
- ・ 労働基準法等の義務の徹底
- ・ 派遣料金などの情報公開
- ・ 安全衛生教育の徹底

省
令

指導監督の徹底のために

- ・ 日雇派遣の報告を義務化
- ・ 日雇派遣であっても派遣先責任者の選任、就業の記録をつけることを義務化

強力な指導監督等(労働基準行政と連携)
労働局による派遣元及び派遣先に対する

効果 = 安心・安定を実現

労働者保護に欠ける日雇派遣の一掃

- できる限り長期間の派遣を行う
- 派遣労働者の知識・技能を向上させる
- 就業条件をきちんと明示し、約束通りに働かせる
- 労働者派遣法、労働基準法等の違反をしない
- 情報公開を積極的に自ら行う

日雇派遣指針の概要

1 趣旨

- 日雇派遣労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用される者)について、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置を定めたものである。

2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

- 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認する。
- 労働者派遣契約、雇用契約の期間を長期化する。
- 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害賠償等の適切な措置を図る。

3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保

- 派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契約に定められた就業条件を確保する。

4 労働・社会保険の適用の促進

- 派遣元事業主は、労働・社会保険(日雇に関する保険を含む。)の手續を適切に行う。
- 派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用状況を通知し、派遣先と日雇派遣労働者に未加入の場合の理由の通知を行う。

5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示

- 労働基準法に定められた労働条件の明示を確実に行う。
- 労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル就業条件明示書(日雇派遣・携帯メール用)の活用等により確実に行う。

6 教育訓練機会の確保

- 派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣就業前に実施する。
- 派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育訓練を実施するよう努める。

7 関係法令等の関係者への周知

- 派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法令の周知を行う。
- 派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行う。

8 安全衛生に係る措置

- 雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に行う。

9 労働条件確保に係る措置

- 賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働基準法等関係法令を遵守する。

10 情報の公開

- 派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開を行う。

11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等

- 派遣元責任者及び派遣先責任者は、安全衛生等について連絡調整を行う。

労働者派遣法施行規則の改正について

＜派遣元事業主＞

＜派遣先＞

改正点①(事業報告書)
 年1回労働局に提出する事業報告書において、日雇派遣労働者の数等の報告を義務化

改正点②(派遣先責任者)
 派遣先責任者について、労働者派遣が1日を超えない場合には選任不要であるが、選任を義務化

派遣元管理台帳

- 法第37条第1項
- 1 派遣先の氏名又は名称
 - 2 事業所の所在地その他派遣就業の場所
 - 3 労働者派遣の期間及び派遣就業する日
 - 4 始業及び終業の時刻
 - 5 従事する業務の種類
 - 6 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 7 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 8 その他厚生労働省令で定める事項
- 則第31条
- 1 派遣労働者の氏名
 - 2 事業所の名称 ※派遣先の事業所名
 - 3 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
 - 4～8 26業務等に関する事項
 - 9 労働・社会保険に関する事項

改正点③-1
 労働者派遣が1日を超えない場合には作成不要であるが、作成を義務化

派遣先管理台帳

- 法第42条第1項
- 1 派遣元事業主の氏名又は名称
 - 2 派遣就業をした日
 - 3 派遣就業をした日ごとの始業、及び終業した時刻並びに休憩した時間
 - 4 **従事した業務の種類**
 - 5 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
 - 6 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 7 その他厚生労働省令で定める事項
- 則第36条
- 1 派遣労働者の氏名
 - 2 事業所の名称 ※派遣元の事業所名
 - 3 派遣元事業主の事業所の所在地
 - **派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事した事業所の名称及び所在地その他派遣就業をした場所**
 - 4 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
 - 5～9 26業務等に関する事項
 - 10 労働・社会保険に関する事項

通知

- 3項目について
1. 定期的(1月1回以上)に派遣元事業主に通知
 2. 派遣元事業主から請求があった場合に通知

改正点③-3
 派遣就業をした場所、従事した業務の種類を通知事項に追加

改正点③-2
 派遣就業をした場所を記載事項に追加